

4 G帯域のNR化に関して

令和2年8月27日、総務省令第78号「電波法施行規則等の一部を改正する省令」が公布、同日より施行され、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則に「第5世代移動通信システム」が追加されました。

本法令改正に伴い、下記の証明規則が追加となります。

証明規則	省令記号	名称
第2条第1項第11号の33	JR	第5世代移動通信システム用基地局（FDD方式）
第2条第1項第11号の34	KR	第5世代移動通信システム用陸上移動局（FDD方式）
第2条第1項第54号の5	LR	第5世代移動通信システム用基地局（TDD方式 n41）
第2条第1項第54号の6	MR	第5世代移動通信システム用陸上移動局（TDD方式 n41）

なお、既存の証明規則第2条第1項第11号の29（DR）及び証明規則第2条第1項第11号の30（ER）に関しましては、TDD n42のNR化に伴い、**n77（n78）**の周波数帯域が**3,400MHz**に拡張されております。

詳細については、下記へお問い合わせください。

お問合せ先：
株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部まで
078-940-0377（代表） / 078-940-0378（FAX）
E-mail : sch_rf@dspir.co.jp